証券コード　4755
平成27年３月９日

株　主　各　位

東京都品川区東品川四丁目12番３号
楽天株式会社
代表取締役　三木谷　浩　史

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成27年３月26日（木曜日）午後６時までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年３月27日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　東京都港区高輪三丁目13番１号
　グランドプリンスホテル新高輪「飛天」
3. **会議の目的事項**

報告事項
1. 第18期（自　平成26年１月１日　至　平成26年12月31日）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役16名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　取締役の報酬額改定の件
第６号議案　当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員及び従業員にストックオプションとして新株予約権を発行する件
第７号議案　当社、当社子会社及び当社関連会社の社外取締役にストックオプションとして新株予約権を発行する件
第８号議案　当社、当社子会社及び当社関連会社の監査役にストックオプションとして新株予約権を発行する件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年３月26日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送下さい。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、後記（69頁～70頁）の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成27年３月26日（木曜日）午後６時までに行使して下さい。

(3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承下さい。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://corp.rakuten.co.jp/investors/stock/meeting.html）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://corp.rakuten.co.jp/investors/stock/meeting.html）に掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事 業 報 告

（自 平成26年１月１日
至 平成26年12月31日）

第１ 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

＜国際会計基準の適用＞

当社グループでは、前事業年度より会社計算規則第120条第１項の規定により国際会計基準（IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。

当事業年度における世界経済は、米国の金融緩和縮小による影響が懸念されるなか、新興国経済の先行き、原油価格の動向等についても不確実性が高まりました。日本経済は、消費税引上げ後の消費マインドの低下など、景気を下押しするリスクはあるものの、雇用・所得環境の改善等もあり、緩やかな回復基調を続けております。

他方、総務省が発表した最新の情報通信白書（※）によると、インターネット、携帯電話等の情報通信技術（ICT）は、多くの途上国においても急激に普及が進んでおります。平成17年には全世界で10.2億人だった世界のインターネットユーザーは増加を続け、平成26年時点で29.2億人に達しております。とりわけ、モバイルインターネットの基盤となるスマートフォンユーザーは、17.5億人に達するとされております。

このような環境下、当社グループは、成長戦略を一段と進めております。平成26年３月には、世界各国でモバイルメッセージング及びVoIPサービスを展開するVIBER MEDIA LTD.（以下「Viber社」）を買収し、完全子会社化しました。Viber社が持つ幅広い顧客基盤は、当社グループのデジタル戦略を補完するとともに、インターネットサービス、インターネット金融サービスをグローバルに展開するためのプラットフォームを、より強固にすると考えております。また平成26年10月には、米国最大級の会員制オンライン・キャッシュバック・サイトを展開するEbates Inc.（以下「Ebates社」）を買収し、完全子会社化しました。Ebates社の強固な小売店ネットワークと、当社グループの事業資産及びテクノロジーを統合することで、当社グループは、独創的かつ革新的なＥＣプラットフォームを構築できると考えております。

このほか、インターネットサービスにおいては、スマートデバイス（スマートフォン及びタブレット端末）向けのサービス強化や、『楽天スーパーSALE』に代表される大型セールイベントを実施し、『楽天市場』型のB to B to Cマーケットプレイスビジネスを世界各国において推進しました。また、インターネット金融においては、『楽天カード』の会員基盤が一層拡大する等、「楽天経済圏」の拡大・成長が順調に

継続しております。
この結果、当社グループの当事業年度における売上収益は598,565百万円（前事業年度比15.4％増）、営業利益は106,397百万円（前事業年度比17.9％増）、当期利益（親会社の所有者帰属）は70,614百万円（前事業年度比64.6％増）となりました。

各セグメントにおける業績は次のとおりです。
(インターネットサービス)
当事業年度のインターネットサービスセグメントは、主力サービスの『楽天市場』において、スマートデバイス向けサービスの強化、ビッグデータを活用したパーソナライズマーケティング、大型セールイベント『楽天スーパーSALE』等の各種施策を積極的に展開しました。こうした取組の結果、前事業年度の業績に大きく寄与した『楽天日本一セール』等の剥落にもかかわらず、当事業年度の国内ＥＣ流通総額は、前事業年度比13.7%増と高い成長を継続しました。トラベルサービスにおいては、レジャー向け販売、法人、レンタカー、インバウンドサービス等の需要が好調でした。
海外ＥＣサービスについては、マーケットプレイス型サービスの展開に重点を置き、日本で奏功した各種ノウハウを横展開することで、流通総額の成長に寄与しております。また、平成26年10月には、Ebates社を子会社化し、業容の拡大につながりました。
また、コンテンツサービスの領域においては、将来の利益成長に向けた戦略投資を継続する一方、固定費削減等にも取り組み、業績は改善基調にあります。
この結果、インターネットサービスセグメントにおける売上収益は362,751百万円（前事業年度比15.1％増）となりました。セグメント利益は、将来成長分野への先行投資を継続しているものの、既存事業からの利益は順調に増加しており、58,806百万円となり、前事業年度で計上した減損損失の反動もあり、前事業年度比では23.9％増となりました。

(インターネット金融)
当事業年度のインターネット金融セグメントは、クレジットカード関連サービスにおいては、『楽天カード』会員の増加に伴い、ショッピング取扱高が前事業年度と比べ、大幅に増加しました。また、リボ残高が順調に積み上がったことで手数料収入等が増加し、顕著な利益成長が継続しております。証券サービスにおいては、収益の安定化につながる投資信託の残高が大幅に伸びており、加えて、為替取引サービスによる手数料収入も順調に推移しております。しかしながら、前事業年度と比べ、株式市況等の影響を受けております。一方、銀行サービスにおいては、ローン残高が順調に増加したことにより、収益及び利益が大幅に拡大しました。
この結果、インターネット金融セグメントにおける売上収益は236,520百万円（前

事業年度比17.4%増)、セグメント利益は48,399百万円（前事業年度比9.6%増）となりました。

(その他)

当事業年度のその他セグメントは、プロスポーツ関連において、スポンサー収入及び関連グッズ販売の成長に加え、主力選手の移籍に伴う譲渡金収入もあり、収益は堅調に推移しました。他方、平成26年３月に連結子会社化したViber社においては、将来の成長に向けた戦略投資を行っております。

この結果、その他セグメントにおける売上収益は42,445百万円（前事業年度比18.7%増)、セグメント損失は639百万円（前事業年度比－%）となりました。

※出典：平成26年　情報通信に関する現状報告（総務省）

セグメント別売上実績

期別 / セグメント	前事業年度（第17期）（自　平成25年１月１日 至　平成25年12月31日）		当事業年度（第18期）（自　平成26年１月１日 至　平成26年12月31日）		増減率(%)
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
インターネットサービス	315,228	60.8	362,751	60.6	15.1
インターネット金融	201,494	38.8	236,520	39.5	17.4
その他	35,746	6.9	42,445	7.1	18.7
内部取引等	△33,900	△6.5	△43,151	△7.2	－
計	518,568	100.0	598,565	100.0	15.4

(注)　上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資は総額で38,217百万円であり、主としてソフトウェアの開発・取得等によるものであります。

3. 資金調達の状況

平成26年６月に、当社において、初の公募により無担保社債（30,000百万円）の発行をいたしました。

4. 企業再編等の状況

(1) 平成26年１月に、当社は、当社を分割会社、当社の連結子会社であるケンコーコム株式会社を承継会社とする会社分割により、当社の『楽天24』事業をケンコーコム株式会社に承継いたしました。

(2) 平成26年３月に、当社は、Viber社の株式全てを取得し、同社を完全子会社といたしました。

(3) 平成26年８月に、当社の完全子会社であるRakuten USA, Inc.は、合併準備会社として設立した完全子会社とSlice Technologies, Inc.を合併させることにより、Slice Technologies, Inc.を完全子会社といたしました。

(4) 平成26年10月に、当社の完全子会社であるRakuten USA, Inc.は、合併準備会社として設立した完全子会社とEbates社を合併させることにより、Ebates社を完全子会社といたしました。

5. 対処すべき課題

今後も大きな発展が見込まれるインターネット業界において、事業環境の変化に対応し、長期にわたり持続的に成長可能な仕組みを構築することが当社グループの対処すべき課題です。

(1) 経営体制

当社グループの企業理念、価値観及び行動規範を定める「楽天主義」について、国内外の役職員に対し一層の浸透を図り、経営のスピードと品質を高めてまいります。また、事業のグローバル化に伴う地域統括会社の機能の拡充、リスク管理体制及び経営管理体制の強化、人材育成等を通じ、ガバナンスの強化に努めます。これらの取組を通じて、ステークホルダーの皆様から信頼される企業ブランドの構築を目指します。

(2) 事業戦略

当社グループは、国内外において、ビジネスモデル「楽天経済圏」を展開し、インターネット産業の発展と経済成長への貢献を目指します。

① インターネットサービス

ＥＣ及び旅行予約をはじめとしたインターネットサービスにおいて、スマートデバイス等の新しいサービスの拡大に取り組むと共に、品揃えの拡充や配送品質向上、多様なチャネルでのサービス提供等を通じて、ユーザー満足度の更なる向上を取引先と共に目指します。また、買収したEbates社と共に、国内外で次世代型ＥＣプラットフォームを構築し、世界のＥＣ市場を牽引することを目指します。

② 金融サービス

クレジットカード、ネットバンキング、オンライン証券等の金融サービスの提供を通じ、楽天会員が複数のサービスについてワンストップで利用可能な「楽天経済圏」のビジネスモデルをより強固なものとすると共に、グループ内シナジー等を通じた同サービスの一層の進化及び成長を目指します。

③ デジタルコンテンツサービス

電子書籍サービス、ビデオストリーミングサービス等の新しいデジタルコンテンツサービスを通じて、ユーザーに更なる価値を提供することを目指します。

④ 通信サービス

買収したViber社で展開するメッセージングアプリや、MVNO（仮想移動体通信事業者）等の通信サービスを通じて、「楽天経済圏」の会員基盤を拡大すると共に、ユーザーの利便性を更に向上することを目指します。

(3) 技術開発

安定且つ効率的なオペレーションを実現するため、グローバルに統一化されたプラットフォームの構築を目指します。また、ビッグデータ等の解析基盤及び方法に関する研究開発を促進し、ユーザーに使いやすいシステムを構築してまいり

ます。海外拠点も含めた開発体制の強化に努め、世界でもユニークな技術を有する会社になることを目指します。

株主の皆様におかれましては、当社グループの経営に対する格別のご理解と一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

6. 財産及び損益の状況

区　分	第　15　期 (自　平成23年１月１日 至　平成23年12月31日)	第　16　期 (自　平成24年１月１日 至　平成24年12月31日)		第　17　期 (自　平成25年１月１日 至　平成25年12月31日)	第　18　期 (自　平成26年１月１日 至　平成26年12月31日)
	日本基準	日本基準	IFRS	IFRS	IFRS
売上高又は売上収益（百万円）	379,900	443,474	400,444	518,568	598,565
当期(純)利益又は当期純損失(△)（百万円）	△2,287	19,413	21,136	43,481	71,103
(基本的)１株当たり当期(純)利益又は当期純損失(△)（円）	△1.74	14.77	15.59	32.60	53.47
総資産額又は資産合計（百万円）	1,915,892	2,108,409	2,287,634	3,209,808	3,680,695
純資産額又は親会社の所有者に帰属する持分（百万円）	231,025	262,451	235,942	300,063	421,562
１株当たり純資産額又は１株当たり親会社所有者帰属持分　（円）	170.89	193.73	179.48	227.70	318.74

（注）1. 第17期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考として第16期のIFRSに準拠した数値も併記しております。
2. 日本基準の数値は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 当社は平成24年７月１日をもって、普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行いましたが、第15期事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、(基本的)１株当たり当期(純)利益及び１株当たり純資産額又は１株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

社　　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
楽天カード株式会社	19,324百万円	100.00%	クレジットカード『楽天カード』の発行及び関連サービスの提供
楽天銀行株式会社	25,954百万円	100.00%	インターネットバンキングサービスの提供
楽天証券株式会社	7,496百万円	100.00%	オンライン証券取引サービスの提供
楽天生命保険株式会社	2,500百万円	100.00%	生命保険事業の運営
Rakuten Kobo Inc.	823百万加ドル	100.00%	電子書籍サービスの提供
RAKUTEN MARKETING LLC	1米ドル	100.00% (100.00%)	パフォーマンス・マーケティング・サービスの提供
PRICEMINISTER S.A.S.	356千ユーロ	100.00% (100.00%)	仏国を中心としたECサイト『PRICEMINISTER』等の運営
RAKUTEN COMMERCE LLC	11百万米ドル	100.00% (100.00%)	米国を中心としたECサイト『Rakuten.com Shopping』の運営
VIBER MEDIA LTD.	71千米ドル	100.00% (100.00%)	モバイルメッセージング及びVoIPサービスの提供
Ebates Inc.	0.1米ドル	100.00% (100.00%)	米国を中心としたECサイト『EBATES』の運営

(注) 1. 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
2. Rakuten Kobo Inc.については、平成26年７月１日付でKobo Inc.から名称変更しております。
3. RAKUTEN MARKETING LLCについては、平成26年７月31日付でLinkShare Corporationから名称変更しております。
4. RAKUTEN COMMERCE LLCについては、平成26年７月31日付でBuy.com Inc.から名称変更しております。
5. 当社は、平成26年４月１日に当社を存続会社、楽天トラベル株式会社を消滅会社とする吸収合併をいたしました。
6. 当社は、平成26年７月１日に当社を存続会社、楽天物流株式会社を消滅会社とする吸収合併をいたしました。

8. 主要な事業内容

当社グループは、インターネットサービスと、インターネット金融という２つの事業を基軸とした総合インターネットサービス企業であることから、「インターネットサービス」、「インターネット金融」及び「その他」の３つを報告セグメントとしております。

これらのセグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

「インターネットサービス」セグメントは、インターネット・ショッピングモール『楽天市場』をはじめとする各種ＥＣサイト、オンライン・キャッシュバック・サイト、旅行予約サイト、ポータルサイト、デジタルコンテンツサイトの運営や、これらのサイトにおける広告等の販売等を行う事業により構成されております。

「インターネット金融」セグメントは、インターネットを介した銀行及び証券サービス、クレジットカード関連サービス、生命保険及び電子マネーサービスの提供等を行う事業により構成されております。

「その他」セグメントは、メッセージング及び通信サービスの提供等、プロ野球球団の運営等を行う事業により構成されております。

9. 主要な営業所

(1) 当社

名称	所在地	名称	所在地
楽天タワー	東京都品川区	大阪支社	大阪府大阪市
仙台支社	宮城県仙台市	福岡支社	福岡県福岡市
名古屋支社	愛知県名古屋市	-	-

(2) 子会社

名称	所在地
楽天カード株式会社	東京都品川区
楽天銀行株式会社	東京都品川区
楽天証券株式会社	東京都品川区
楽天生命保険株式会社	東京都港区
Rakuten Kobo Inc.	カナダ
RAKUTEN MARKETING LLC	アメリカ合衆国
PRICEMINISTER S.A.S.	フランス共和国
RAKUTEN COMMERCE LLC	アメリカ合衆国
VIBER MEDIA LTD.	キプロス共和国
Ebates Inc.	アメリカ合衆国

10. 従業員の状況

区　　分	従 業 員 数	前事業年度末比増減
合　　計	11,723名	856名増

（注） 従業員数には使用人兼務取締役、派遣社員及びアルバイトは含んでおりません。

セグメントの名称	従 業 員 数
インターネットサービス	9,035名
インターネット金融	1,984名
その他	623名
全社（共通）	81名
合計	11,723名

（注） 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない従業員数であります。

11. 主要な借入先

借　入　先	借 入 金 残 高
株式会社みずほ銀行	179,962 百万円
株式会社三井住友銀行	81,747
三井住友信託銀行株式会社	46,143
株式会社日本政策投資銀行	43,232

第２　会社の株式に関する事項

1. 発行済株式の総数　　1,328,603,400株（自己株式数6,008,089株を含む）

（注）　当事業年度中における新株予約権の行使により4,740,300株増加しております。

2. 株主数　　73,640名

3. 大株主（上位10名）

株　　主　　名	持　株　数	持 株 比 率
合同会社クリムゾングループ	226,419,000 株	17.12 %
三木谷　浩史	176,372,000	13.34
三木谷　晴子	132,625,000	10.03
JP MORGAN CHASE BANK　380055	66,387,404	5.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	39,346,400	2.97
GIC PRIVATE LIMITED	33,743,887	2.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	31,110,300	2.35
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	23,662,000	1.79
THE CHASE MANHATTAN BANK　385036	22,036,500	1.67
JP MORGAN CHASE BANK　385164	19,991,600	1.51

（注）　持株比率は、自己株式（6,008,089株）を控除して計算しております。

4. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

第３　会社の新株予約権等に関する事項

1.　当事業年度末日における新株予約権等の状況

(1)　当社役員の保有にかかる新株予約権等の内容の概要

名　　称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる株式の種類及び数	発行価額	行使価額 (１株当たり)	権利行使期間
第４回新株予約権 (平成17年12月15日決議)	32,144個	普通株式 3,214,400株	無償	913円	平成21年3月31日 ～平成27年3月29日
第６回新株予約権 (平成18年４月20日決議)	23,710個	普通株式 2,371,000株	無償	1,010円	平成22年3月31日 ～平成28年3月29日
第７回新株予約権 (平成18年12月14日決議)	5,151個	普通株式 515,100株	無償	559円	平成22年3月31日 ～平成28年3月29日
第８回新株予約権 (平成21年１月17日決議)	17,428個	普通株式 1,742,800株	無償	563円	平成24年3月28日 ～平成30年3月26日
第９回新株予約権 (平成22年２月12日決議)	8,237個	普通株式 823,700株	無償	707円	平成25年3月28日 ～平成31年3月26日
第17回新株予約権 (平成25年２月20日決議)	5,049個	普通株式 504,900株	無償	0.01円	平成28年3月30日 ～平成34年3月28日
第22回新株予約権 (平成26年２月20日決議)	3,876個	普通株式 387,600株	無償	0.01円	平成29年3月29日 ～平成35年3月27日

(注) 1.　上記新株予約権等の数、新株予約権の目的となる株式の数及び行使価額（１株当たり）は、平成24年７月１日付で実施された株式分割（１：100）後の数値を記載しております。

2.　第４回新株予約権、第６回新株予約権、第７回新株予約権、第８回新株予約権及び第９回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」に定めるところによる。

3.　第17回新株予約権及び第22回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」に定めるところによる。

(2)　当社役員の保有する新株予約権等の区分別の状況

区　　分	名　　称	新株予約権等の数	保有者数
取締役	第４回新株予約権	737個	3人
	第６回新株予約権	1,781個	5人
	第７回新株予約権	1,132個	5人
	第８回新株予約権	2,612個	6人
	第９回新株予約権	990個	7人
	第17回新株予約権	1,858個	10人
	第22回新株予約権	1,321個	10人
社外取締役	第４回新株予約権	210個	1人
	第６回新株予約権	200個	1人
	第７回新株予約権	50個	1人
	第８回新株予約権	140個	2人
	第９回新株予約権	60個	2人
	第17回新株予約権	75個	5人
	第22回新株予約権	65個	5人
監査役	第４回新株予約権	300個	1人
	第６回新株予約権	115個	1人
	第８回新株予約権	70個	1人
	第９回新株予約権	30個	1人
	第17回新株予約権	45個	3人
	第22回新株予約権	39個	3人

（注）1.　上記新株予約権については、その目的となる株式の数は１個当たり100株となっております。
2.　表中の「取締役」は社外取締役を含みません。

2.　当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

第21回新株予約権（平成26年１月25日決議）

①発行した新株予約権の数

8,395個（新株予約権１個につき100株）

②新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式839,500株

③新株予約権の発行価額

無償

④新株予約権の行使価額

１個当たり１円

⑤新株予約権の権利行使期間

平成29年３月29日から平成35年３月27日まで

⑥新株予約権の行使の条件

イ）　新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

ロ）　新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

ハ）　新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

⑦当社従業員、当社子会社の役員及び従業員への交付状況

	新株予約権の数	株数	交付者数
当社従業員 （当社役員を除く）	6,072個	607,200株	3,688名
当社子会社の役員及び従業員 （当社の役員及び従業員を除く）	2,323個	232,300株	1,149名

第22回新株予約権（平成26年２月20日決議）

①発行した新株予約権の数

3,876個（新株予約権１個につき100株）

②新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式387,600株

③新株予約権の発行価額

無償

④新株予約権の行使価額

１個当たり１円

⑤新株予約権の権利行使期間

平成29年３月29日から平成35年３月27日まで

⑥新株予約権の行使の条件

第22回新株予約権の行使の条件は、第21回新株予約権⑥に記載の条件と同じであります。

⑦当社従業員、当社子会社の役員及び従業員への交付状況

	新株予約権の数	株数	交付者数
当社従業員 （当社役員を除く）	2,548個	254,800株	55名
当社子会社の役員及び従業員 （当社の役員及び従業員を除く）	0個	0株	0名

第23回新株予約権（平成26年３月19日決議）

①発行した新株予約権の数

4,090個（新株予約権１個につき100株）

②新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式409,000株

③新株予約権の発行価額

無償

④新株予約権の行使価額

１個当たり１円

⑤新株予約権の権利行使期間

平成29年３月29日から平成35年３月27日まで

⑥新株予約権の行使の条件

第23回新株予約権の行使の条件は、第21回新株予約権⑥に記載の条件と同じであります。

⑦当社従業員、当社子会社の役員及び従業員への交付状況

	新株予約権の数	株数	交付者数
当社従業員 （当社役員を除く）	0個	0株	0名
当社子会社の役員及び従業員 （当社の役員及び従業員を除く）	4,090個	409,000株	70名

第24回新株予約権（平成26年４月19日決議）

①発行した新株予約権の数

2,810個（新株予約権１個につき100株）

②新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式281,000株

③新株予約権の発行価額

無償

④新株予約権の行使価額

１個当たり１円

⑤新株予約権の権利行使期間

平成30年３月29日から平成36年３月27日まで

⑥新株予約権の行使の条件

イ） 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

ロ） 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

ハ） 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

ニ） 新株予約権者は、新株予約権または株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社または当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。

ⅰ）現金による受領

ⅱ）新株予約権者が保有する株式による充当

ⅲ）新株予約権者の給与、賞与等からの控除

ⅳ）その他当社が定める方法

⑦当社従業員、当社子会社の役員及び従業員への交付状況

	新株予約権の数	株数	交付者数
当社従業員 （当社役員を除く）	0個	0株	0名
当社子会社の役員及び従業員 （当社の役員及び従業員を除く）	2,810個	281,000株	112名

第25回新株予約権（平成26年６月19日決議）

①発行した新株予約権の数

10,217個（新株予約権１個につき100株）

②新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式1,021,700株

③新株予約権の発行価額

無償

④新株予約権の行使価額

１個当たり１円

⑤新株予約権の権利行使期間

平成30年３月29日から平成36年３月27日まで

⑥新株予約権の行使の条件

第25回新株予約権の行使の条件は、第24回新株予約権⑥に記載の条件と同じであります。

⑦当社従業員、当社子会社の役員及び従業員への交付状況

	新株予約権の数	株数	交付者数
当社従業員 （当社役員を除く）	7,239個	723,900株	3,824名
当社子会社の役員及び従業員 （当社の役員及び従業員を除く）	2,978個	297,800株	1,355名

第26回新株予約権（平成26年８月21日決議）

①発行した新株予約権の数

621個（新株予約権１個につき100株）

②新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式62,100株

③新株予約権の発行価額

無償

④新株予約権の行使価額

１個当たり１円

⑤新株予約権の権利行使期間

平成30年３月29日から平成36年３月27日まで

⑥新株予約権の行使の条件

第26回新株予約権の行使の条件は、第24回新株予約権⑥に記載の条件と同じであります。

⑦当社従業員、当社子会社の役員及び従業員への交付状況

	新株予約権の数	株数	交付者数
当社従業員 （当社役員を除く）	0個	0株	0名
当社子会社の役員及び従業員 （当社の役員及び従業員を除く）	621個	62,100株	70名

第27回新株予約権（平成26年８月21日決議）

①発行した新株予約権の数

4,617個（新株予約権１個につき100株）

②新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式461,700株

③新株予約権の発行価額

無償

④新株予約権の行使価額

１個当たり１円

⑤新株予約権の権利行使期間

平成30年３月29日から平成36年３月27日まで

⑥新株予約権の行使の条件

第27回新株予約権の行使の条件は、第24回新株予約権⑥に記載の条件と同じであります。

⑦当社従業員、当社子会社の役員及び従業員への交付状況

	新株予約権の数	株数	交付者数
当社従業員 （当社役員を除く）	0個	0株	0名
当社子会社の役員及び従業員 （当社の役員及び従業員を除く）	4,617個	461,700株	36名

第28回新株予約権（平成26年９月18日決議）

①発行した新株予約権の数

1,355個（新株予約権１個につき100株）

②新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式135,500株

③新株予約権の発行価額

無償

④新株予約権の行使価額

１個当たり１円

⑤新株予約権の権利行使期間

平成30年３月29日から平成36年３月27日まで

⑥新株予約権の行使の条件

第28回新株予約権の行使の条件は、第24回新株予約権⑥に記載の条件と同じであります。

⑦当社従業員、当社子会社の役員及び従業員への交付状況

	新株予約権の数	株数	交付者数
当社従業員 （当社役員を除く）	0個	0株	0名
当社子会社の役員及び従業員 （当社の役員及び従業員を除く）	1,355個	135,500株	1名

第29回新株予約権（平成26年９月18日決議）

①発行した新株予約権の数

89個（新株予約権１個につき100株）

②新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式8,900株

③新株予約権の発行価額

無償

④新株予約権の行使価額

１個当たり１円

⑤新株予約権の権利行使期間

平成30年３月29日から平成36年３月27日まで

⑥新株予約権の行使の条件

第29回新株予約権の行使の条件は、第24回新株予約権⑥に記載の条件と同じであります。

⑦当社従業員、当社子会社の役員及び従業員への交付状況

	新株予約権の数	株数	交付者数
当社従業員 （当社役員を除く）	0個	0株	0名
当社子会社の役員及び従業員 （当社の役員及び従業員を除く）	89個	8,900株	11名

第30回新株予約権（平成26年10月21日決議）

①発行した新株予約権の数

8,005個（新株予約権１個につき100株）

②新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式800,500株

③新株予約権の発行価額

無償

④新株予約権の行使価額

１個当たり１円

⑤新株予約権の権利行使期間

平成30年３月29日から平成36年３月27日まで

⑥新株予約権の行使の条件

第30回新株予約権の行使の条件は、第24回新株予約権⑥に記載の条件と同じであります。

⑦当社従業員、当社子会社の役員及び従業員への交付状況

	新株予約権の数	株数	交付者数
当社従業員 （当社役員を除く）	0個	0株	0名
当社子会社の役員及び従業員 （当社の役員及び従業員を除く）	8,005個	800,500株	45名

第31回新株予約権（平成26年10月21日決議）

①発行した新株予約権の数

6,638個（新株予約権１個につき100株）

②新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式663,800株

③新株予約権の発行価額

無償

④新株予約権の行使価額

１個当たり１円

⑤新株予約権の権利行使期間

平成30年３月29日から平成36年３月27日まで

⑥新株予約権の行使の条件

第31回新株予約権の行使の条件は、第24回新株予約権⑥に記載の条件と同じであります。

⑦当社従業員、当社子会社の役員及び従業員への交付状況

	新株予約権の数	株数	交付者数
当社従業員 （当社役員を除く）	0個	0株	0名
当社子会社の役員及び従業員 （当社の役員及び従業員を除く）	6,638個	663,800株	10名

第32回新株予約権（平成26年10月21日決議）

①発行した新株予約権の数

2,487個（新株予約権１個につき100株）

②新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式248,700株

③新株予約権の発行価額

無償

④新株予約権の行使価額

１個当たり１円

⑤新株予約権の権利行使期間

平成30年３月29日から平成36年３月27日まで

⑥新株予約権の行使の条件

第32回新株予約権の行使の条件は、第24回新株予約権⑥に記載の条件と同じであります。

⑦当社従業員、当社子会社の役員及び従業員への交付状況

	新株予約権の数	株数	交付者数
当社従業員 （当社役員を除く）	0個	0株	0名
当社子会社の役員及び従業員 （当社の役員及び従業員を除く）	2,487個	248,700株	5名

第４　会社役員に関する事項

1.　取締役及び監査役の氏名等

（平成26年12月31日時点）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	三木谷　浩　史（みきたに　ひろし）	最高執行役員 楽天市場事業、アメリカRHQ、Ebates事業、Slice事業、スポーツ文化事業担当役員 株式会社楽天野球団代表取締役会長兼オーナー、PRICEMINISTER S.A.S. Director(President of Board of Directors)、Rakuten Kobo Inc. Director(Chairman)、合同会社クリムゾングループ代表社員、株式会社クリムゾンフットボールクラブ代表取締役会長、公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団理事長、一般社団法人新経済連盟代表理事
代表取締役副社長	島　田　　亨（しまだ　とおる）	副社長執行役員 グローバルデジタルコンテンツ・コミュニケーション事業室、楽天マーケティング事業、楽天マーケティングジャパン事業、楽天リサーチ事業担当役員
代表取締役副社長	穂　坂　雅　之（ほさか　まさゆき）	副社長執行役員 楽天カード事業、銀行事業、証券事業、保険代理店事業、生命保険事業、Edy事業、スマートペイ事業、 ポイントパートナー事業、金融業務室担当役員 楽天カード株式会社代表取締役社長
代表取締役副社長	山　田　善　久（やまだ　よしひさ）	副社長執行役員 最高財務責任者、財務部、事業開発部、事業統括部、経理部担当役員
取　締　役	小　林　正　忠（こばやし　まさただ）	常務執行役員 Asia RHQ担当役員
取　締　役	杉　原　章　郎（すぎはら　あきお）	常務執行役員 グローバル人事部、CSR部、ガバナンス・リスク・コンプライアンス部、法務部、コーポレート部門統括部担当役員
取　締　役	武　田　和　徳（たけだ　かずのり）	常務執行役員 トラベル事業、ゴルフ事業、競馬事業、競輪事業、toto宝くじ事業担当役員
取　締　役	百　野　研太郎（ひゃくの　けんたろう）	常務執行役員 総合企画部、渉外室担当役員
取　締　役	安　武　弘　晃（やすたけ　ひろあき）	常務執行役員 DU担当役員
取　締　役	Charles B. Baxter（チャールズ・B・バクスター）	RAKUTEN MARKETING LLC Manager
取　締　役	草　野　耕　一（くさの　こういち）	西村あさひ法律事務所代表パートナー弁護士、株式会社小糸製作所社外監査役、慶應義塾大学法科大学院教授
取　締　役	久保良木　健（くぼらぎ　けん）	株式会社ノジマ社外取締役、株式会社マーベラス社外取締役
取　締　役	Joshua G. James（ジョシュア・G・ジェイムズ）	Domo, Inc. Founder and CEO、World Economic Forum of Young Global Leaders Member
取　締　役	吹　野　博　志（ふきの　ひろし）	株式会社吹野コンサルティング代表取締役社長

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取　締　役	村井　純（むらい　じゅん）	慶應義塾大学環境情報学部長・教授、株式会社ブロードバンドタワー社外取締役
監査役(常勤)	妹尾　良昭（せのお　よしあき）	楽天銀行株式会社社外監査役、楽天オークション株式会社社外監査役
監　査　役	平田　竹男（ひらた　たけお）	早稲田大学大学院スポーツ科学研究科教授、日本スポーツ産業学会理事長、内閣官房参与
監　査　役	山口　勝之（やまぐち　かつゆき）	西村あさひ法律事務所パートナー弁護士、フリービット株式会社社外監査役、株式会社ブレインパッド社外監査役

（注）1. 平成26年３月28日開催の第17回定時株主総会において、穂坂雅之氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役 國重惇史氏は、平成26年４月22日付で当社取締役を辞任いたしました。
3. 監査役 國武胤清氏は、平成26年３月28日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
4. 代表取締役 三木谷浩史氏は、平成26年１月１日付でDU担当役員を退任し、同年10月１日付でアメリカRHQ、Ebates事業及びSlice事業の担当役員に就任し、同年12月1日付でスポーツ文化事業の担当役員に就任しております。また、同氏は、平成26年１月26日付でKobo Inc.(現Rakuten Kobo Inc.) のDirector(Chairman)に就任しております。
5. 代表取締役 島田亨氏は、平成26年４月１日付で広告事業及びメディア事業の組織改編に伴って設立された楽天マーケティングジャパン事業の担当役員に就任し、同年７月１日付で楽天リサーチ事業の担当役員に就任し、同年９月１日付でAsia RHQ及びグローバルマーケティング日本室の担当役員を退任し、同年10月1日付でグローバルデジタルコンテンツ・コミュニケーション事業室の担当役員に就任しております。また、同氏は、平成26年11月１日付で当社の代表取締役副社長に就任しております。
6. 代表取締役 穂坂雅之氏は、平成26年３月28日付で当社の代表取締役副社長に就任し、同年11月１日付でポイントパートナー事業の担当役員に就任しております。
7. 代表取締役 山田善久氏は、平成26年１月１日付でトラベル事業の担当役員を退任しております。
8. 取締役 小林正忠氏は、平成26年９月１日付でAsia RHQの担当役員に就任し、同年10月１日付でアメリカRHQの担当役員を退任しております。また、同氏は、平成26年10月17日付でRAKUTEN MARKETING LLCのManagerを辞任し、同年11月１日付でRAKUTEN COMMERCE LLCのManager(Chief Executive Officer and Vice-Chairman)を辞任しております。
9. 取締役 杉原章郎氏は、平成26年８月1日付でグループガバナンス推進部及びリスク管理部の組織改編に伴って設立されたガバナンス・リスク・コンプライアンス部の担当役員に就任しております。
10. 取締役 武田和徳氏は、平成26年１月１日付で物流事業、楽天24事業及び楽天マート事業の担当役員を退任するとともにトラベル事業の担当役員に就任し、同年６月１日付でtoto事業及び宝くじ事業の組織改編に伴って設立されたtoto宝くじ事業の担当役員に就任し、同年11月15日付で競輪事業の担当役員に就任しております。また、同氏は、平成26年３月20日付で楽天物流株式会社代表取締役会長を退任しております。なお、競馬事業、競輪事業及びtoto宝くじ事業は、平成27年１月１日付でドリーム事業に改編しております。
11. 取締役 百野研太郎氏は、平成26年４月１日付で国際市場統括事業及び国際部の組織改編に伴って設立された総合企画部の担当役員に就任し、同年６月１日付で渉外室の担当役員に就任しております。
12. 取締役 安武弘晃氏は、平成26年１月１日付でDUの担当役員に就任しております。
13. 取締役 Charles B. Baxter氏は、平成26年11月１日付でRAKUTEN COMMERCE LLCのManager(Chairman)を辞任しております。
14. 取締役 草野耕一、久孚良木健、Joshua G. James、吹野博志、村井純の５氏は、社外取締役であります。
15. 監査役 妹尾良昭、平田竹男、山口勝之の３氏は、社外監査役であります。
16. 取締役 草野耕一氏は、西村あさひ法律事務所の代表パートナー弁護士、監査役 山口勝之

氏は同所のパートナー弁護士であり、同所と当社とは役務提供等の取引関係があります。
17. 取締役 草野耕一氏は、慶應義塾大学法科大学院教授、取締役 村井純氏は同大学環境情報学部長・教授であり、同大学と当社とは役務提供等の取引関係があります。
18. 取締役 村井純氏は、株式会社ブロードバンドタワーの社外取締役であり、同社と当社とは役務提供等の取引関係があります。
19. 取締役 Joshua G. James氏は、Domo, Inc.のFounder and CEOであり、同社と当社とは役務提供等の取引関係があります。
20. 監査役 妹尾良昭氏は、当社の完全子会社である楽天銀行株式会社の社外監査役であり、同社と当社とは役務提供等の取引関係があります。また、同氏は、当社が株式の60%を保有する楽天オークション株式会社の社外監査役であり、同社と当社とは役務提供等の取引関係があります。
21. 監査役 平田竹男氏は、日本スポーツ産業学会の理事長であり、同学会と当社とは役務提供等の取引関係があります。
22. 監査役 山口勝之氏は、株式会社ブレインパッドの社外監査役であり、同社と当社とは役務提供等の取引関係があります。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	報酬等の額
取締役	16名	453百万円
監査役	4名	46百万円

（注）1. 上記には、平成26年３月28日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役１名及び平成26年４月22日をもって辞任した取締役１名が含まれております。
2. 上記の金額には、使用人兼務取締役に対する使用人給与及び賞与相当額は含まれておりません。
3. 上記の金額には、社外役員（取締役５名及び監査役４名）の報酬等の総額118百万円が含まれております。
4. 上記のほか、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額は取締役15名に対して104百万円、監査役３名に対して３百万円であります。これらのうち、社外役員（取締役５名及び監査役３名）に係る費用計上額は７百万円であります。
5. 上記のほか、社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は１百万円であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、1.の注記に記載のとおりであります。その他の兼職先との間には重要な取引関係等はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	草野耕一（くさのこういち）	平成26年度の取締役会19回のうち16回に出席し、主に弁護士としての幅広い知識や経験、また企業法務の専門家としての見地から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	久保良木健（くたらぎけん）	平成26年度の取締役会19回のうち19回全てに出席し、主にエンタテインメント事業及び技術分野における専門的な知識や幅広い企業経営の経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	Joshua G. James（ジョシュア・G・ジェイムズ）	平成26年度の取締役会19回のうち15回に出席し、主にインターネットサービスに関する専門的な知識や北米におけるインターネットサービス企業経営の豊富な経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	吹野博志（ふきのひろし）	平成26年度の取締役会19回のうち19回全てに出席し、主に経営コンサルタントとしての専門知識や幅広い企業経営の経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	村井　純（むらいじゅん）	平成26年度の取締役会19回のうち17回に出席し、主にインターネット技術に関する学識経験者としての専門知識や経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
社外監査役	妹尾良昭（せのおよしあき）	平成26年度の取締役会19回のうち19回全てに出席し、また監査役会9回のうち9回全てに出席し、主に金融事業、企業経営、コンプライアンス等に関する幅広い知識と経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	平田竹男（ひらたたけお）	平成26年度の取締役会19回のうち15回に出席し、また監査役会9回のうち9回全てに出席し、主にスポーツ、教育等に関する幅広い知識と経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	山口勝之（やまぐちかつゆき）	平成26年度の取締役会19回のうち16回に出席し、また監査役会9回のうち9回全てに出席し、主に弁護士としての幅広い知識や経験、また企業法務の専門家としての見地から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。

(3)　責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めており、現在当社の社外取締役及び社外監査役といずれも当該責任限定契約を締結しております。

第５　会計監査人の状況

1.　会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2.　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額

89百万円

(2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

244百万円

(注)　当社と新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分不能であるため、上記(1)の金額については、これらの合計額をそのまま記載しております。

3.　非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、主に財務報告に係わる内部統制に関する助言及び指導業務等を委託し、その対価を支払っております。

4.　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

法令に定める事由または会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等が発生し、会計監査人としての職務の執行に支障があると認められる場合等に、必要に応じて、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づき解任または不再任に関する決定を行う方針です。

第６　会社の体制及び方針

1.　業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制につき、次のとおり決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令･定款に適合することを確保するための体制

楽天株式会社は、「楽天グループ企業倫理憲章」を定め、楽天グループ（楽天株式会社及びその子会社をいいます。）全体として、法令を遵守することはもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組みます。

取締役及び使用人の職務執行については、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部による業務監査を実施するとともに、グループコンプライアンス委員会により、グループ横断的にコンプライアンスに対する取り組みを進め、適正な職務執行を徹底いたします。

また、社外取締役及び社外監査役による取締役の職務執行に対する監督及び監査を徹底し、これらに弁護士を起用することにより、専門的・客観的な観点から法令・定款への適合性の検証を行います。

さらに、役員・使用人に対して楽天グループの一員として必要な知識及び倫理観の醸成を図るべく、コンプライアンス教育を実施するとともに、公益通報者保護法に基づいた措置等の適切な運用を推進するものとします。

(2) 取締役の職務執行に関する情報の保存・管理体制

楽天株式会社における取締役の職務執行に関する文書、電磁的記録等の各種情報は、「グループ文書管理規程」、「グループ稟議申請規程」等の規程に則り、適法・適切に保存・管理するものとし、取締役及び監査役は当該情報を常時閲覧することができるものとします。

(3) 損失の危険の管理体制

事業活動に伴い生じる各種リスクについては、規程、細則及び事務マニュアルに基づきそれぞれの担当部署で適切に対処いたします。

情報管理に伴うリスクについては、ガバナンス・リスク・コンプライアンス部を中心に、リスク管理を徹底するとともに、楽天グループ全体として当該リスクの極小化を図ります。また、緊急報告体制の強化により各種リスク情報の迅速な集約を推進するものとします。なお、楽天グループの主要な事業においては、情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）の認証を取得しています。

事業に伴うリスクについては、一定額以上の事業投資案件につき取締役会の承認決議を必要とすることによって、取締役の職務執行を適切に監督するとともに、経営会議における事業遂行に係るリスクに関する報告を徹底することに

より、リスク情報の集約及びリスク管理の徹底を行います。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われるための体制

取締役の職務執行に関しては、「グループ取締役規程」、「グループ組織規程」等の規程に基づき適切かつ効率的な意思決定体制を構築いたします。また、各種社内手続の電子化を推進することにより、意思決定の明確化・迅速化を図っております。

意思決定に基づく業務の執行にあたっては、取締役会において選任された執行役員がその管掌業務の執行を行うことにより、機動的な職務執行を促進しております。

(5) 財務報告の適正な実施のための体制

経営情報、財務情報等の開示事項等に係る財務報告に関しては、業務の適正を確保するための体制の整備を行い、適切な会計処理及び適時の開示を行うとともに、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に準拠しその有効性を評価してまいります。

(6) 楽天株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

楽天株式会社は、一体的なグループ経営を実現するため、理念、グループガバナンス、会社経営、リスクマネジメント、コンプライアンス等に関する楽天グループ統一の規程である楽天グループ規程を定め、楽天グループ全体として、子会社の独立性を確保しつつ、必要な体制を構築しこれを遵守します。

また、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部において、各子会社の内部監査部門との連携を強化し、楽天グループ全体で業務監査を実施することにより業務の適正を確保してまいります。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するために、監査役会のもとに監査役室を設置し、監査役は、監査役室に所属する使用人に必要な事項を指示することができるものとします。また、当該使用人が監査役の補助業務にあたる際には、取締役の指揮命令を受けないものとします。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役に対して法定の報告を行うとともに、監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとします。また、監査役会のもとに監査役室を設置し、監査役の補助業務にあたらせることにより、監査の実効性を確保します。

2. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の最大化を念頭に、健全な財務体質の維持、積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案しつつ、利益還元を行うことを基本方針としており、安定した配当を継続しております。

当事業年度につきましては、当該基本方針に基づき、平成27年２月12日開催の取締役会において、１株当たり4.5円（前事業年度は、記念配当１円を含み、１株当たり４円。）の配当を決議しております。

また、当社における剰余金配当の決定機関は取締役会であり、当社の剰余金配当については、期末配当による原則年１回の配当を基本方針とし、その他会社法第459条第１項各号に定める事項による配当については経営環境等の状況を勘案の上、機動的に判断してまいります。

（参考）１株当たり配当金（株式分割調整後）の推移

	第 15 期 （自 平成23年１月１日 至 平成23年12月31日）	第 16 期 （自 平成24年１月１日 至 平成24年12月31日）	第 17 期 （自 平成25年１月１日 至 平成25年12月31日）	第 18 期 （自 平成26年１月１日 至 平成26年12月31日）
１株当たり配当金（円）	2.50	3.00	4.00	4.50

（注） 当社は、平成24年７月１日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。

（注） 本事業報告に記載の金額については、特段の注記のない限り、表示単位の端数を四捨五入して表示しております。

連結財政状態計算書

（平成26年12月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び現金同等物	428,635	仕入債務	137,042
売上債権	88,871	銀行事業の預金	1,137,195
証券事業の金融資産	1,110,888	証券事業の金融負債	995,141
カード事業の貸付金	692,886	デリバティブ負債	11,769
銀行事業の有価証券	222,297	社債及び借入金	589,927
銀行事業の貸付金	321,877	その他の金融負債	242,616
保険事業の有価証券	12,205	未払法人所得税等	27,129
デリバティブ資産	13,927	引当金	43,969
有価証券	50,506	保険事業の保険契約準備金	19,847
その他の金融資産	144,283	繰延税金負債	12,437
持分法で会計処理されている投資	8,932	その他の負債	35,537
有形固定資産	34,811	**負債合計**	**3,252,609**
無形資産	490,679	**資本の部**	
繰延税金資産	35,006	**親会社の所有者に帰属する持分**	**421,562**
その他の資産	24,892	資本金	111,602
資産合計	**3,680,695**	資本剰余金	118,528
		利益剰余金	124,796
		自己株式	△3,649
		その他の資本の構成要素	70,285
		非支配持分	**6,524**
		資本合計	**428,086**
		負債及び資本合計	**3,680,695**

（注） 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

（自　平成26年１月１日
至　平成26年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
継続事業	
売上収益	598,565
営業費用	491,279
その他の収益	6,724
その他の費用	7,613
営業利益	106,397
金融収益	230
金融費用	2,986
持分法による投資利益	604
税引前当期利益	104,245
法人所得税費用	33,142
当期利益	71,103
当期利益の帰属	
親会社の所有者	70,614
非支配持分	489
当期利益	71,103

（注）　記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結持分変動計算書

（自　平成26年１月１日
至　平成26年12月31日）

（単位：百万円）

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
平成26年１月１日現在	109,530	116,555	61,226	△3,649
当期包括利益				
当期利益			70,614	
税引後その他の包括利益				
当期包括利益合計	－	－	70,614	－
所有者との取引額				
所有者による拠出及び所有者への分配				
新株の発行	2,072	2,071		
剰余金の配当			△5,271	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			△1,179	
その他		1,159	△594	
所有者による拠出及び所有者への分配合計	2,072	3,230	△7,044	－
子会社に対する所有持分の変動額				
新株の発行				
非支配持分の取得及び処分		△1,190		
その他		△67		
子会社に対する所有持分の変動額合計	－	△1,257	－	－
所有者との取引額合計	2,072	1,973	△7,044	－
平成26年12月31日現在	111,602	118,528	124,796	△3,649

（単位：百万円）

	その他の資本の構成要素				親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
	在外営業活動体の換算差額	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	キャッシュ・フロー・ヘッジ	その他の資本の構成要素合計			
平成26年１月１日現在	10,491	6,231	△321	16,401	300,063	6,391	306,454
当期包括利益							
当期利益					70,614	489	71,103
税引後その他の包括利益	40,863	12,043	△201	52,705	52,705	14	52,719
当期包括利益合計	40,863	12,043	△201	52,705	123,319	503	123,822
所有者との取引額							
所有者による拠出及び所有者への分配							
新株の発行					4,143		4,143
剰余金の配当					△5,271		△5,271
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		1,179		1,179	－		－
その他					565		565
所有者による拠出及び所有者への分配合計	－	1,179	－	1,179	△563	－	△563
子会社に対する所有持分の変動額							
新株の発行						132	132
非支配持分の取得及び処分					△1,190	△531	△1,721
その他					△67	29	△38
子会社に対する所有持分の変動額合計	－	－	－	－	△1,257	△370	△1,627
所有者との取引額合計	－	1,179	－	1,179	△1,820	△370	△2,190
平成26年12月31日現在	51,354	19,453	△522	70,285	421,562	6,524	428,086

（注） 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

（平成26年12月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**129,836**	**流動負債**	**216,951**
現金及び預金	16,312	買掛金	5,486
売掛金	61,646	コマーシャル・ペーパー	33,000
商品	2,598	短期借入金	26,870
貯蔵品	244	未払金	29,646
前払費用	1,894	未払費用	12,643
未収入金	20,277	未払法人税等	22,184
関係会社短期貸付金	8,580	前受金	6,542
繰延税金資産	18,762	預り金	37,332
営業外受取手形	122	ポイント引当金	39,134
その他	3,131	賞与引当金	2,039
貸倒引当金	△3,734	役員賞与引当金	13
固定資産	**736,620**	仮受金	354
有形固定資産	**10,362**	資産除去債務	1,520
建物	2,473	その他	183
機械装置及び運搬具	367	**固定負債**	**250,879**
工具、器具及び備品	4,669	社債	30,000
建設仮勘定	2,619	長期借入金	219,685
その他	233	資産除去債務	929
無形固定資産	**25,942**	その他	265
のれん	818	**負債合計**	**467,831**
特許権	1,917	**純資産の部**	
商標権	82	**株主資本**	**395,244**
ソフトウエア	19,525	**資本金**	**111,601**
ソフトウエア仮勘定	3,052	**資本剰余金**	**120,410**
その他	547	資本準備金	79,138
投資その他の資産	**700,315**	その他資本剰余金	41,271
投資有価証券	1,791	**利益剰余金**	**166,857**
関係会社株式	682,727	その他利益剰余金	166,857
関係会社出資金	1,185	繰越利益剰余金	166,857
関係会社社債	4,000	**自己株式**	**△3,625**
関係会社長期貸付金	6,198	**評価・換算差額等**	**83**
破産更生債権等	1,765	**その他有価証券評価差額金**	**83**
長期前払費用	172	**新株予約権**	**3,299**
敷金及び保証金	5,280	**純資産合計**	**398,626**
繰延税金資産	1,342		
貸倒引当金	△1,382		
投資損失引当金	△2,765		
資産合計	**866,457**	**負債純資産合計**	**866,457**

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成26年１月１日
至　平成26年12月31日）

（単位：百万円）

科目		金額
売上高		**235,443**
売上原価		**34,698**
売上総利益		**200,745**
販売費及び一般管理費		**114,771**
営業利益		**85,974**
営業外収益		
受取利息	499	
受取配当金	187	
為替差益	2,664	
その他	144	3,496
営業外費用		
支払利息	1,745	
支払手数料	4,735	
その他	107	6,589
経常利益		**82,881**
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	4,802	
固定資産売却益	727	
投資有価証券売却益	7,089	
関係会社清算益	8	
その他	245	12,873
特別損失		
固定資産除却損	291	
減損損失	210	
関係会社株式評価損	1,729	
関係会社貸倒引当金繰入額	2,085	
事業再編損	1,724	
その他	535	6,576
税引前当期純利益		**89,179**
法人税、住民税及び事業税	31,993	
法人税等調整額	△7,988	24,005
当期純利益		**65,173**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成26年１月１日
至　平成26年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	109,530	77,066	41,271	118,338	106,955	106,955	△3,625	331,198
当期変動額								
新株の発行	2,071	2,071		2,071				4,143
剰余金の配当					△5,271	△5,271		△5,271
当期純利益					65,173	65,173		65,173
自己株式の取得							－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	2,071	2,071	－	2,071	59,902	59,902	－	64,045
当期末残高	111,601	79,138	41,271	120,410	166,857	166,857	△3,625	395,244

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	5,411	5,411	2,185	338,795
当期変動額				
新株の発行				4,143
剰余金の配当				△5,271
当期純利益				65,173
自己株式の取得				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,328	△5,328	1,113	△4,214
当期変動額合計	△5,328	△5,328	1,113	59,831
当期末残高	83	83	3,299	398,626

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年２月17日

楽　天　株　式　会　社
　取　締　役　会　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀧　澤　　徳　也	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西　田　　裕　志	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高　木　　健　治	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、楽天株式会社の平成26年１月１日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、楽天株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年２月17日

楽　天　株　式　会　社
　取　締　役　会　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀧　澤　　徳　也	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西　田　　裕　志	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高　木　　健　治	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、楽天株式会社の平成26年１月１日から平成26年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年１月１日から平成26年12月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人　新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年２月20日

楽天株式会社　監査役会

常勤監査役　妹尾　良昭　㊞
監　査　役　平田　竹男　㊞
監　査　役　山口　勝之　㊞

(注) 監査役 妹尾 良昭・監査役 平田 竹男及び監査役　山口 勝之は会社法第２条第16号及び、第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

1.　提案の理由

(1) 今後の事業展開等を勘案し、事業目的を追加するため現行定款第２条(目的)を変更するものであります。

(2) 今後の事業拡大に伴う従業員の増加を見据えるとともにグループ企業を集約し、より一層の業務の効率化を図るため、本店を移転することに伴い、現行定款第３条(本店の所在地)を東京都品川区から東京都世田谷区に変更するものであります。本変更は、平成27年中に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨を附則で規定するものであります。なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後にこれを削除するものといたします。

2.　変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現　行　定　款	変　更　案
(目的) 第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。 １．～27.（条文省略） 28. 野球その他のスポーツ、演芸、演劇、映画、その他各種の興行及びチケット販売並びに公営競技の投票券、スポーツ振興投票券等の販売及び払戻 29. ～32.（条文省略）	(目的) 第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。 １．～27.（現行どおり） 28. 野球・サッカーその他のスポーツ、演芸、演劇、映画、その他各種の興行及びチケット販売並びに公営競技の投票券、スポーツ振興投票券、当せん金付証票等の販売及び払戻 29. ～32.（現行どおり）
(本店の所在地) 第３条　当会社は、本店を東京都品川区に置く。	(本店の所在地) 第３条　当会社は、本店を東京都世田谷区に置く。
(新設)	附　則 第１条　第３条の変更は、平成27年中に開催される当社取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則第１条は本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。

第２号議案　取締役16名選任の件

現任の取締役全員（15名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新任２名を含む取締役16名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	三木谷　浩史（みきたに　ひろし） (昭和40年３月11日生) 再任	昭和63年４月　株式会社日本興業銀行入行 平成５年５月　ハーバード大学経営大学院修士号取得 平成８年２月　株式会社クリムゾングループ（現合同会社クリムゾングループ）代表取締役社長（現代表社員）（現任） 平成９年２月　当社設立、代表取締役社長 平成13年２月　当社代表取締役会長兼社長（現任） 平成16年３月　当社最高執行役員（現任） 平成18年４月　株式会社クリムゾンフットボールクラブ代表取締役会長（現任） 平成20年１月　株式会社楽天野球団代表取締役会長 平成22年２月　一般社団法人eビジネス推進連合会（現一般社団法人新経済連盟）代表理事（現任） 平成22年11月　PRICEMINISTER S.A.S. Director(President of Board of Directors)（現任） 平成23年10月　公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団理事長（現任） 平成24年１月　Kobo Inc.（現Rakuten Kobo Inc.）Director 平成24年８月　株式会社楽天野球団代表取締役会長兼オーナー（現任） 平成26年１月　Kobo Inc.（現Rakuten Kobo Inc.）Director（Chairman）（現任）	176,036,300株
2	島田　亨（しまだ　とおる） (昭和40年３月３日生) 再任	昭和62年４月　株式会社リクルート入社 平成元年６月　株式会社インテリジェンス設立 平成元年９月　同社取締役 平成16年11月　株式会社楽天野球団取締役副社長 平成16年12月　同社代表取締役社長 平成17年３月　当社取締役 当社執行役員 平成18年３月　当社常務執行役員 平成20年１月　株式会社楽天野球団代表取締役社長兼オーナー 平成26年８月　当社副社長執行役員（現任） 平成26年10月　当社グローバルデジタルコンテンツ・コミュニケーション事業室担当役員（現任） 平成26年11月　当社代表取締役（現任）	487,700株
3	穂坂　雅之（ほさか　まさゆき） (昭和29年７月31日生) 再任	昭和55年４月　オリックス・クレジット株式会社入社 平成15年12月　当社パーソナルファイナンス事業準備室長 平成17年５月　当社執行役員 平成18年２月　楽天クレジット株式会社（現楽天カード株式会社）代表取締役社長 平成19年３月　同社取締役副会長 平成21年４月　同社代表取締役社長（現任） 平成24年４月　当社楽天カード事業担当役員（現任） 平成25年２月　当社常務執行役員 平成26年１月　当社副社長執行役員（現任） 平成26年３月　当社代表取締役（現任）	243,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	山田　善久（やまだ　よしひさ） （昭和39年4月17日生） 再任	昭和62年４月　株式会社日本興業銀行入行 平成４年５月　ハーバード大学経営大学院修士号取得 平成11年９月　ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成12年２月　当社常務取締役 平成19年３月　当社取締役辞任 平成22年８月　当社常務執行役員 平成24年３月　当社取締役 平成25年３月　当社最高財務責任者（現任） 平成26年１月　当社代表取締役 副社長執行役員（現任）	131,900株
5	小林　正忠（こばやし　まさただ） （昭和46年6月8日生） 再任	平成６年４月　大日本印刷株式会社入社 平成８年11月　有限会社アールシーエー入社 平成９年４月　当社入社 平成11年11月　当社取締役（現任） 平成15年３月　当社執行役員 平成18年４月　当社常務執行役員（現任） 平成26年９月　当社Asia RHQ担当役員（現任）	2,416,300株
6	杉原　章郎（すぎはら　あきお） （昭和44年8月26日生） 再任	平成８年３月　有限会社アールシーエー設立、専務取締役 平成９年４月　当社入社 平成11年11月　当社取締役（現任） 平成15年３月　当社執行役員 平成18年４月　当社常務執行役員（現任） 平成24年４月　当社グローバル人事部担当役員（現任）	5,882,100株
7	武田　和徳（たけだ　かずのり） （昭和36年5月17日生） 再任	昭和61年４月　トヨタ自動車株式会社入社 平成５年５月　ハーバード大学経営大学院修士号取得 平成18年７月　当社常務執行役員（現任） 平成19年３月　当社取締役（現任） 平成26年１月　当社トラベル事業担当役員（現任）	451,300株
8	百野　研太郎（ひゃくの　けんたろう） （昭和42年6月6日生） 再任	平成２年６月　トヨタ自動車株式会社入社 平成19年２月　当社執行役員 平成21年７月　当社常務執行役員（現任） 平成25年３月　当社取締役（現任） 平成26年４月　当社総合企画部担当役員（現任）	358,500株
9	安武　弘晃（やすたけ　ひろあき） （昭和46年7月2日生） 再任	平成９年４月　日本電信電話株式会社入社 平成10年10月　当社入社 平成17年５月　当社執行役員 平成19年３月　当社取締役（現任） 平成19年４月　当社常務執行役員（現任） 平成26年１月　当社DU担当役員（現任）	402,100株
10	Charles B. Baxter（チャールズ・B・バクスター） （昭和40年4月19日生） 再任	平成10年10月　eTranslate, Inc. CEO 平成13年３月　当社取締役 平成15年３月　当社取締役退任 平成16年７月　Wineshipping.com LLC Chairman（現任） 平成17年９月　LinkShare Corporation（現RAKUTEN MARKETING LLC）Manager（現任） 平成23年３月　当社取締役（現任）	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
11	草野 耕一（くさの こういち） (昭和30年３月22日生) 再任 社外取締役候補者	昭和55年４月 第一東京弁護士会登録 西村総合法律事務所入所 昭和60年６月 同所パートナー弁護士 昭和61年５月 ハーバード大学ロースクール卒業（LL.M.） 昭和61年11月 米国ニューヨーク州弁護士資格取得 平成６年６月 株式会社小糸製作所社外監査役（現任） 平成８年１月 西村総合法律事務所副代表パートナー弁護士 平成11年11月 当社取締役（現任） 平成16年１月 西村ときわ法律事務所（現西村あさひ法律事務所）代表パートナー弁護士（現任） 平成25年４月 慶應義塾大学法科大学院教授（現任） 平成26年９月 ハーバード大学ロースクール客員教授	70,000株
12	久夛良木 健（くたらぎ けん） (昭和25年８月２日生) 再任 社外取締役候補者 独立役員候補者	昭和50年４月 ソニー株式会社入社 平成５年11月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント取締役 平成11年４月 同社代表取締役社長 平成12年６月 ソニー株式会社取締役 平成15年11月 同社取締役副社長兼COO 平成18年12月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント代表取締役会長兼グループCEO 平成19年６月 同社名誉会長 平成22年３月 当社取締役（現任） 平成23年６月 株式会社ノジマ社外取締役（現任） 平成25年６月 株式会社マーベラスAQL（現株式会社マーベラス）社外取締役（現任）	10,000株
13	吹野 博志（ふきの ひろし） (昭和17年２月４日生) 再任 社外取締役候補者 独立役員候補者	昭和40年４月 日本電子株式会社入社 昭和49年12月 セイコー電子工業株式会社（現セイコーインスツル株式会社）入社 昭和61年３月 セイコー電子工業USA（現Seiko Instruments USA Inc.）社長 平成６年９月 デルコンピューター株式会社（現デル株式会社）代表取締役会長 平成14年５月 株式会社ミスミグループ本社社外取締役 平成16年５月 株式会社吹野コンサルティング代表取締役社長（現任） 平成20年３月 当社取締役（現任）	0株
14	村井 純（むらい じゅん） (昭和30年３月29日生) 再任 社外取締役候補者 独立役員候補者	昭和59年８月 東京工業大学総合情報処理センター助手 昭和62年３月 慶應義塾大学工学博士号取得 昭和62年４月 東京大学大型計算機センター助手 平成２年４月 慶應義塾大学環境情報学部助教授 平成９年４月 同大学環境情報学部教授（現任） 平成17年５月 学校法人慶應義塾常任理事 平成21年10月 慶應義塾大学環境情報学部長（現任） 平成23年９月 株式会社ブロードバンドタワー社外取締役（現任） 平成24年３月 当社取締役（現任）	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
15	平井 康文（ひらい やすふみ） (昭和35年11月17日生) 新任	昭和58年４月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成13年１月 同社理事ソフトウエア事業部長 平成14年７月 米国IBM Corporation Software Group Vice President 平成15年３月 マイクロソフト株式会社(現日本マイクロソフト株式会社)入社 平成15年５月 同社取締役 平成18年７月 同社執行役専務 平成20年３月 シスコシステムズ合同会社副社長 平成22年８月 同社代表執行役員社長 平成24年10月 Cisco Systems, Inc. Senior Vice President 平成27年２月 当社副社長執行役員（現任）	0株
16	Youngme Moon（ヤンミ ムーン） (昭和39年４月24日生) 新任 社外取締役候補者	平成８年６月 スタンフォード大学博士号取得 平成９年７月 マサチューセッツ工科大学Assistant Professor 平成10年７月 ハーバード大学経営大学院Assistant Professor 平成15年７月 ハーバード大学経営大学院Associate Professor 平成17年９月 Avid Technology,Inc. Director（現任） 平成19年７月 ハーバード大学経営大学院Donald K.David Professor of Business Administration 平成22年７月 ハーバード大学経営大学院Senior Associate Dean, Chair MBA Program, Donald K.David Professor 平成25年７月 Zulily,Inc. Director （現任） 平成26年７月 ハーバード大学経営大学院Senior Associate Dean of Strategy and Innovation, Donald K.David Professor（現任）	0株

（注）1. 現在当社の取締役である各取締役候補者の当社における担当は、上記に「(現任)」として記載した事項のほか、事業報告「第４ １．取締役及び監査役の氏名等」の表中「担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

2. 取締役候補者 草野耕一氏は、西村あさひ法律事務所の代表パートナー弁護士であり、同所と当社とは役務提供等の取引関係があります。

3. 取締役候補者 Youngme Moon氏は、Zulily,Inc.の Directorであり、同社と当社とは米国におけるインターネットサービス事業において競業関係にあります。

4. その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

5. 取締役候補者 久芎良木健、吹野博志、村井純の３氏の再任をご承認いただいた場合、当社は、３氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員とする予定であります。

6. 取締役候補者 草野耕一、久芎良木健、吹野博志、村井純、Youngme Moonの５氏は社外取締役候補者であり、社外取締役候補者に関する注記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者とした理由等

草野耕一氏につきましては、弁護士としての幅広い知識や経験をもとに、また企業法務の専門家として当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって15年４ヵ月となります。

久芎良木健氏につきましては、主にエンタテインメント事業及び技術分野における専門的な知識や幅広い企業経営の経験から、当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって５年となります。

吹野博志氏につきましては、経営コンサルタントとしての専門知識や幅広い企業経営の経験から、当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は

本総会終結の時をもって７年となります。
村井純氏につきましては、インターネット技術に関する学識経験者としての専門知識や経験から、当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって３年となります。
Youngme Moon氏につきましては、経営学に関する学識経験者としての専門知識や経験から、当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

(2) 社外取締役との責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めており、現在当社の社外取締役である草野耕一、久芳良木健、吹野博志、村井純の４氏といずれも責任限定契約を締結しております。
４氏の再任をご承認いただいた場合、当社は４氏との当該責任限定契約を継続する予定であり、またYoungme Moon氏の選任をご承認いただいた場合、同氏との間で同様の内容の契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 妹尾良昭、平田竹男の両氏は任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位及び重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	妹尾（せのお）　良昭（よしあき） (昭和22年２月５日生) 再任 社外監査役候補者	昭和44年４月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成５年１月　同行五反田支店長 平成６年11月　住友キャピタル証券株式会社常務取締役 平成11年４月　大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ株式会社（現大和証券株式会社）監査役 平成19年６月　日本郵政株式会社執行役員 平成19年10月　同社執行役 平成20年６月　同社常務執行役 平成22年６月　楽天銀行株式会社社外監査役（現任） 平成23年３月　当社常勤監査役（現任） 楽天オークション株式会社社外監査役（現任）	0株
2	平田（ひらた）　竹男（たけお） (昭和35年１月16日生) 再任 社外監査役候補者	昭和57年４月　通商産業省入省 昭和63年６月　ハーバード大学政治大学院修士号取得 平成７年６月　通商産業省大臣官房総務課法令審査委員 平成９年７月　同省通商政策局資金協力室長 平成12年６月　同省資源エネルギー庁石油部開発課長 平成13年１月　経済産業省資源エネルギー庁石油天然ガス課長 平成14年７月　財団法人日本サッカー協会専務理事 平成18年４月　早稲田大学大学院スポーツ科学研究科教授（現任） 平成19年３月　当社監査役（現任） 日本スポーツ産業学会理事長（現任） 平成25年８月　内閣官房参与（現任）	0株

（注）1.　各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2.　監査役候補者 妹尾良昭、平田竹男の両氏は社外監査役候補者であり、社外監査役候補者に関する注記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者とした理由等

妹尾良昭氏につきましては、主に金融事業、企業経営、コンプライアンス等に関する幅広い知識と経験を当社の監査体制に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって４年となります。

平田竹男氏につきましては、主にスポーツ、教育等に関する幅広い知識と経験を当社の監査体制に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。同氏は現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって８年となります。

(2) 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めており、現在当社の社外監査役である妹尾良昭、平田竹男の両氏と責任限定契約を締結しております。

両氏の再任をご承認いただいた場合、当社は両氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたしたいと存じます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略　　歴 （地位及び重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
髙橋（たかはし）　洋（ひろし） （昭和32年５月11日生）	昭和57年４月　和光証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社 平成11年６月　当社入社 平成15年11月　ディーエルジェイディレクト・エスエフジー証券株式会社（現楽天証券株式会社）監査役（現任） 平成24年３月　ビットワレット株式会社（現楽天Edy株式会社）監査役（現任） 平成25年６月　スタイライフ株式会社監査役（現任）	21,100株

（注）1.　補欠監査役候補者 髙橋洋氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.　補欠監査役候補者 髙橋洋氏は、スタイライフ株式会社の監査役でありますが、平成27年４月１日付で効力発生を予定している、同社事業の一部であるファッションEC事業の当社への譲渡、及び当社完全子会社である楽天スーパーロジスティクス株式会社を存続会社、スタイライフ株式会社を消滅会社とする吸収合併に伴い、平成27年３月31日付で同社の監査役を退任する予定であります。

第５号議案　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成22年３月30日開催の第13回定時株主総会において、報酬限度額を年額1,100百万円（うち社外取締役分100百万円）としてご承認いただき現在に至っておりますが、その後の事業の拡大の状況を考慮するとともに、今後のより一層の成長を目指し経営体制の充実を図っていくために、取締役の報酬限度額を年額1,400百万円（うち社外取締役分200百万円）に改定したいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分は含まないものといたしたいと存じます。

また、現在の取締役は15名（うち社外取締役５名）でありますが、第２号議案が原案どおり承認されますと、取締役は16名（うち社外取締役５名）となります。

第６号議案　当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員及び従業員にストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員（以下「当社グループ役職員」という。）に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

また、本議案は、会社法第361条の規定に基づき、平成22年３月30日開催の第13回定時株主総会において承認されております報酬額（ただし、第５号議案が承認された場合には当該議案に定める報酬額）とは別枠にて、当社取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等として新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、第２号議案が原案どおり承認されますと、社外取締役を除く取締役は11名となります。

1.　特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

【理由】

本新株予約権の価値は当社株価に連動するものであることから、本新株予約権を業績連動報酬の一部として当社グループ役職員に付与することにより、当社グループ役職員が株価上昇による利益及び株価下落による不利益を株主の皆様と共有し、当社グループの業績向上及び株価上昇への貢献意欲を高めることができると考えております。

また、本新株予約権は、新株予約権発行の日から１年後の応当日以降に、付与された新株予約権の一部について行使可能となり、４年後の応当日の前日までの間行使可能となる割合が段階的に増加し、４年後の応当日以降は、その全てについて行使可能となります。かかる段階的に行使可能となるストックオプションは、中長期的な当社グループの業績向上・株価上昇へのインセンティブ及び既存の優秀な人材のリテンションとして機能するのみならず、新たに当社グループの一員となる人材にとっても魅力ある報酬制度となり、特に人材獲得競争の激しい国・地域において、優秀な人材の獲得にも資することとなります。

このように、当社グループ役職員の意欲向上及び優秀な人材の獲得・確保による当社グループ全体の持続的な企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的として、当社グループ役職員を対象とするストックオプション制度を実施しようとするものであります。

【当社グループの報酬の決定方法・特徴】

本新株予約権の付与を含む報酬総額の決定にあたっては、当社グループの営業利益の目標達成度、各グループ会社・事業又は部門の業績、個人の人事評価結果等を反映して決定いたします。

また、当社グループは、原則として、職位や役割等が大きい者ほど、各グループ会社・事業又は部門・個人の業績等に連動する賞与等や、株価に連動するストックオプションの総報酬に占める割合が高くなるよう報酬制度を設計しておりますが、職位・役割等が比較的小さな入社２年目以降等の従業員から取締役までの幅広い層に対して新株予約権を付与していることが特徴であります。これは、当社グループ役職員の大多数が潜在的株主になることで、企業価値及び株主価値の向上に対する役職員一人ひとりの当事者意識を更に強め、グループとしての一体感を高めることを目的としているためです。当社グループ役職員全体の一体感を向上させることは、「楽天経済圏」を国内外で拡大・成長させるために不可欠な要素であると考えております。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員

なお、当社子会社又は当社関連会社の社外取締役であっても、当社、他の当社子会社又は当社関連会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員又は従業員の地位を有する場合には、本新株予約権の割当てを受ける者に含まれるものとする。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、9,000,000株を上限とする。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株

式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

90,000個を上限とする。

なお、新株予約権１個当たりの目的たる株式の数は100株とする。ただし、(2) に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権１個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たり１円とする。

(6) 新株予約権の行使期間

新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の１年後の応当日から10年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

② 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

③ 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

④ 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。

ⅰ）発行日からその１年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。

ⅱ）発行日の１年後の応当日から発行日の２年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15％について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に１未満の端数が生じた場

合は、これを切り捨てるものとする)。

iii) 発行日の２年後の応当日から発行日の３年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の２年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に１未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする)。

iv) 発行日の３年後の応当日から発行日の４年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の３年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に１未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする)。

v) 発行日の４年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。

⑤ 新株予約権者は、新株予約権または株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社または当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。

i) 現金による受領

ii) 新株予約権者が保有する株式による充当

iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除

iv) その他当社が定める方法

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に２分の１を乗じて得た額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加す

る資本金の額を減じて得た額とする。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に(7)①に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(2)及び(3)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（5）に準じて決定する。

⑤ 新株予約権を行使できる期間

前記（6）に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記（6）に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（8）に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得事由及び条件

前記（9）に準じて決定する。

（12）新株予約権の行使により生ずる１株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（13）新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

3. 取締役の報酬等に関する事項

当社取締役（社外取締役を除く。以下本項において同じ。）に上記ストックオプションを報酬等として付与する理由は１.に記載のとおりである。

上記ストックオプションとして発行する新株予約権のうち、当社取締役に付与する新株予約権は20,000個を上限とする。

当社取締役の報酬等として付与する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じることにより算定するものとする。新株予約権１個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

第７号議案　当社、当社子会社及び当社関連会社の社外取締役にストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社、当社子会社及び当社関連会社の社外取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

また、本議案は、会社法第361条の規定に基づき、平成22年３月30日開催の第13回定時株主総会において承認されております報酬額（ただし、第５号議案が承認された場合には当該議案に定める報酬額）とは別枠にて、当社社外取締役に対する報酬等として新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、第２号議案が原案どおり承認されますと、社外取締役は５名となります。

1.　特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

本新株予約権の価値は当社株価に連動するものであることから、本新株予約権を業績連動報酬の一部として付与することにより、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を当社グループ社外取締役の報酬に反映させ、株主の皆様と当社グループ社外取締役の利益及び不利益を一致させることができます。これにより、当社グループ社外取締役に対し、社内外での知見・経験を活かした客観的かつ忌憚なき助言提供、経営の意思決定、業務遂行の監督等株主利益の観点から社外取締役に求められる役割について、更なる意識喚起を行うことができると考えております。

このように当社グループ全体の持続的な企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的として、当社グループ社外取締役を対象とするストックオプション制度を実施しようとするものであります。

なお、本新株予約権の行使期間は、新株予約権発行の日から少なくとも３年を経過した日以降に開始となることから、本新株予約権は、権利行使期間開始までの中長期的な業績向上と株価上昇へのインセンティブとして機能するものであります。

2.　新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社、当社子会社及び当社関連会社の社外取締役

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、100,000株を上限とする。ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同

じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

1,000個を上限とする。

なお、新株予約権１個当たりの目的たる株式の数は100株とする。ただし、(2) に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権１個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たり１円とする。

(6) 新株予約権の行使期間

平成31年３月28日から平成37年３月26日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

② 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

③　新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
④　新株予約権者は、新株予約権または株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社または当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
ⅰ）現金による受領
ⅱ）新株予約権者が保有する株式による充当
ⅲ）新株予約権者の給与、賞与等からの控除
ⅳ）その他当社が定める方法

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に２分の１を乗じて得た額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件
①　当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
②　新株予約権者が権利行使をする前に（7）①に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（2）及び（3）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（5）に準じて決定する。

⑤ 新株予約権を行使できる期間

前記（6）に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記（6）に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（8）に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得事由及び条件

前記（9）に準じて決定する。

(12) 新株予約権の行使により生ずる１株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

3. 取締役の報酬等に関する事項

当社社外取締役に上記ストックオプションを報酬等として付与する理由は１．に記載のとおりである。

上記ストックオプションとして発行する新株予約権のうち、当社社外取締役に付与する新株予約権は1,000個を上限とする。

当社社外取締役の報酬等として付与する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、当社社外取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じることにより算定するものとする。新株予約権１個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

第８号議案　当社、当社子会社及び当社関連会社の監査役にストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社、当社子会社及び当社関連会社の監査役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

また、本議案は、会社法第387条の規定に基づき、平成19年３月29日開催の第10回定時株主総会において承認されております報酬額とは別枠にて、当社監査役に対する報酬等として新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、第３号議案が原案どおり承認されますと、監査役は３名となります。

1.　特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

本新株予約権の価値は当社株価に連動するものであることから、本新株予約権を業績連動報酬の一部として付与することにより、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を当社グループ監査役の報酬に反映させ、株主の皆様と当社グループ監査役の利益及び不利益を一致させることができます。これにより、当社グループ監査役に対し、株主利益の観点から監査役に求められる適正な監査について、更なる意識喚起を行うことができ、企業価値及び株主価値の向上に不可欠な健全な成長を確保し、社会的信頼に応える体制を構築できると考えております。

このように当社グループ全体の持続的な企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的として、当社グループ監査役を対象とするストックオプション制度を実施しようとするものであります。

なお、本新株予約権の行使期間は、新株予約権発行の日から少なくとも３年を経過した日以降に開始となることから、本新株予約権は、権利行使期間開始までの中長期的な業績向上と株価上昇へのインセンティブとして機能するものであります。

2.　新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社、当社子会社及び当社関連会社の監査役

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、300,000株を上限とする。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を

調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

3,000個を上限とする。

なお、新株予約権１個当たりの目的たる株式の数は100株とする。ただし、(2) に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権１個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たり１円とする。

(6) 新株予約権の行使期間

平成31年３月28日から平成37年３月26日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

② 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

③ 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

④ 新株予約権者は、新株予約権または株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社または当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。

ⅰ）現金による受領

ⅱ）新株予約権者が保有する株式による充当

ⅲ）新株予約権者の給与、賞与等からの控除

ⅳ）その他当社が定める方法

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に２分の１を乗じて得た額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に（7）①に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分

割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
　残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
　再編対象会社の普通株式とする。
③ 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
　組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（2）及び（3）に準じて決定する。
④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（5）に準じて決定する。
⑤ 新株予約権を行使できる期間
　前記（6）に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記（6）に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。
⑥ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
　前記（8）に準じて決定する。
⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
　譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
⑧ 新株予約権の取得事由及び条件
　前記（9）に準じて決定する。

(12) 新株予約権の行使により生ずる１株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

3. 監査役の報酬等に関する事項

当社監査役に上記ストックオプションを報酬等として付与する理由は１.に記載のとおりである。

上記ストックオプションとして発行する新株予約権のうち、当社監査役に付与する新株予約権は3,000個を上限とする。

当社監査役の報酬等として付与する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、当社監査役に割り当てる新株予約権の総数を乗じることにより算定するものとする。なお、当社監査役に付与する新株予約権の公正価額の総額は50百万円を上限とする。新株予約権１個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54(ウェブ行使).net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認下さい。

（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

(2) 議決権の行使期限は、平成27年３月26日（木曜日）午後６時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認下さい。

(1) パソコン用サイトによる場合

ア．画面の解像度が　横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ．次のアプリケーションをインストールしていること。
(a).ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer
(b).PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®
※Internet Explorer は 米 国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
ウ．ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにして下さい。
エ．上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認下さい。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合
以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL（Secure Socket Layer）暗号化通信が可能である機種であること。
①ｉモード　②EZweb　③Yahoo!ケータイ
※ｉモードは株式会社ＮＴＴドコモ、EZwebはＫＤＤＩ株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。
※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。
三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］　0120（652）031　（受付時間　9:00～21:00）

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社へお問い合わせ下さい。
イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行　証券代行事務センター
［電話］　0120（782）031　（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

定時株主総会会場ご案内図

会　場　東京都港区高輪三丁目13番１号
グランドプリンスホテル新高輪　「飛天」
電話　03（3442）1111（代表）

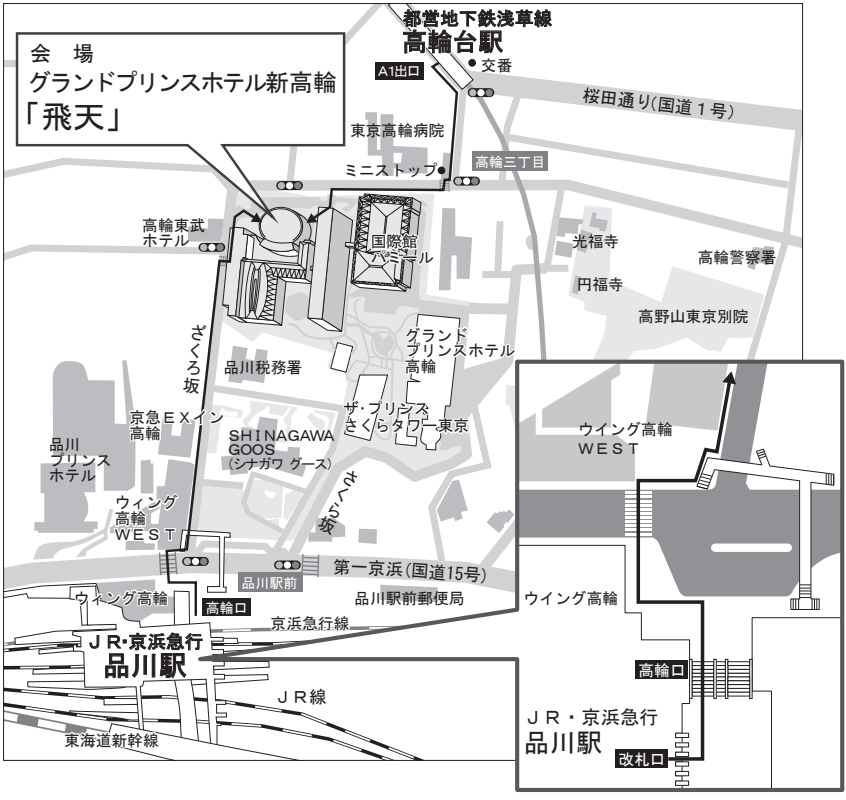

◆交通機関のご案内
・ＪＲ・京浜急行：品川駅高輪口より徒歩約８分
・都営地下鉄浅草線：高輪台駅Ａ１出口より徒歩約６分

◎当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。